

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷四十第

行發日一月六年一十正大

論叢

不勞利得税を論ず 法學博士 小川郷太郎

基督教文明の發展概論 法學博士 財部 靜治

社會哲學に於ける主義的三元論的思想 法學士 恒藤 恭

經濟道と經濟術 法學士 作田 莊一

小作制と小作法 法學博士 河田 嗣郎

時論

我邦の地租を論ず 法學博士 神戸 正雄

說苑

ジョン・ロックの私有權論 經濟學士 岩城 忠一

功利主義と生産政策 經濟學士 堀 經夫

雜錄

古川古松軒の著述に就て 經濟學士 黒正 巖

『共產宣言』の英譯本について 法學博士 河上 肇

附錄 本誌第十四卷總目錄

經濟論叢

第十四卷 第六號 (通卷第八十四號)

大正十一年六月發行

論

叢

不勞利得税を論ず

小川郷太郎

第一緒言

不勞利得税といふは、諸種の不勞利得に對する税を總稱するものである。是等諸種の不勞利得税を組み立つれば、そこに自然に一の體系が出来る。處で其不勞利得税の體系は全體の租税體系と如何なる關係を有するものであるかといふ問題が起る。

現今文明國に於ける租税體系は所得課税の體系と名けても可いものである、其譯は所得が原則として税源と看做されるからである。處で其所得を表面より捉へるものは所得税であるが、所得税のみでは所得を十分に捉へることが出来ない、そこで側面より所得の存在を推定し得べき種々

の租税客體を捉へて之を税することになる。其所得の存在を推定し得べき租税客體は財産所有の事實、營利の事實、使用消費の事實、賣買取引の事實となすことが出来る、財産所有の事實を捉ふれば財産が所得を生じつゝあることを推定することが出来る、財産を遊ばせて利用せざるは普通人の爲さない所であるからである。營利の事實を捉ふれば、個人が其營利に依つて所得を得つゝあることを推定することが出来る、營利は所得を得るの階梯に外ならぬからである。使用消費の事實を捉ふれば、個人が所得を有してゐることを推定することが出来る、所得を有せざる者は使用消費することが出来ないからである。賣買取引の事實を捉ふれば、個人が所得を得つゝあるか若は既に所得を有してゐることを推定することが出来る、賣買取引は之を業とする者より見れば、所得を得るの手段に外ならないし、之を買ふ者より見れば消費を爲すの前提と見るべきであるからである。處で財産所得の事實と營利の事實とは、個人の收入經濟をなすものであり、使用消費の事實は、個人の支出經濟をなすものであり、賣買取引の事實は個人の收支關係に亘るものである。此くして租税體系は個人の收入經濟支出經濟取引關係に税するものを以て組み立てられることになる、其收入經濟に税するものを收得税といふ、所謂直接税は即ちそれである、其支出經濟に税するものは消費税である、其取引關係に税するものは流通税である。

此の如く所得より出發すると收得税消費税流通税より成る租税體系が組織せられねばならぬこ

ことになるが、不勞利得は普通の所得と看做すことが出来ぬから、不勞利得税は此收得税消費税流通税の租税體系の中に這入らぬものと見ねばならぬ様である。然らば不勞利得税は收得税消費税流通税の租税體系に没交渉であるか。

余は此問題に答へるが爲めに、先づ不勞利得の意義を明にし次に不勞利得に重く税せねばならぬ理由に論及し、然る後不勞利得の體系に就て論じて見たいと思ふ。

第二 不勞利得の意義及種別

一、不勞利得とは何等勞する所なくして獲べき利得である。換言せば獲得者が自分で個人的に經濟的給付をなさないで獲べき利得である。¹⁾

茲に利得 (gewinn) と云ふは、個人に歸屬すべき收入若は財産増加である。利得は多くの場合に於て收入を形くるものであるが、其收入は所謂隨時收入となり、規則正しく這入つて來るもので無い。従て廣義の所得の一部を爲すものと見ることは出来るが、狹義の所得の中には屬せない其財産の價格増加となつて現はるものは、別に金錢上の收入を形らないが、其之を賣り渡すに當りては多額の代價を得ることとなるから、其個人に取つては其富を増すものと見ねばならぬ。次に不勞利得は勞せないので獲るものである。勞せないといふは勤勞を提供せないことに限つてゐない、其人が自分で其利得を獲べき原因を持つてゐないことを云ふ。今日の交換經濟の世の

1) Wagner, Finanzwissenschaft II. 2 § 234

中にありては、各人が狹義の所得を得るは、財産を有利に放資するか若は勤勞を提供するか若は營業に従事するかに因るのである。其所得の由つて來る源は自分に存してゐる。換言すれば各人は自分で所得を得べき原因を持つてゐるのである。學者此の如き所得を營利所得 (das wirtschaftliche erworbene Einkommen) と云ふ。儲けて得たる所得といふ義である。²⁾ 然るに不勞利得に至つては其利得を得る人が之を得べき原因を持つてゐない、然らば其利得の由て來る原因は無いかと云ふに、それはさうでない。其原因は實に外界に存してゐるのである。

不勞利得を生すべき外界の原因は種々あるが、之を大別して國家的原因、社會的原因、經濟的原因の三とすることが出来る。

(1) 國家的原因とは、不勞利得の原因が國家の制度又は行爲に存するものを云ふ。茲に國家といふも廣く之を解し、國家并に公共團體を指すのである、國家の行爲は先づ立法に現はれるが、其立法が不勞利得の基礎となることがある。例へば國家が相續法を定め死亡者の子たり死亡者の親戚たる者に其死亡者の財産を相續する權利を認むるが如くである。次に國家の行爲は行政其他一般の施設の上に現はれるが、其行政其他一般の施設が個人をして不勞利得を得せしむる原因となることがある。例へば一定の地に鐵道を敷設し、停車場を設くるが如き、或は師團、學校、官營工場を設くるが如き、或は港灣を築いて船舶の出入を便にし、進んでは一定の港を貿易港と指

2) Robert Meyer, Die Principien der gerechten Besteuerung, S. 34f.

定するが如くである。

(2) 社會的原因とは社會的事務の變動より來るものを云ふ、例へば一定地方に於て急に人口が増殖し、又は移住し來るが如き、一地方に富の急に集中するが如き、風俗が變じ流行が變するが如き、皆さうである。

(3) 經濟的原因とは經濟的諸現象の變動より來るものを云ふ。貨幣價格の下落、一般物價の騰貴、景氣不景氣、投機の流行等の如きは其一例である。

是等の原因があると、異常の利得を獲るものが多く出て來る。是等の原因と其獲たる利得とは因果關係を爲してゐる、決して偶然と見るべきで無い。去り乍ら其之を獲る人より見れば、偶然の利得となるのである。故に學者或は之を偶然利得又は儲けない所得 (das wirtschaftlich nicht erworbene Einkommen) と云ふ。更に財産の價格増加に就て之を云へば、其財産所有者が自分の働きて其結果を齎らしたのでは無い、即ち儲けて得たもので無い、故に學者之を不勞増價 (unearned increment, unverdienter Wertzuwachs) と云ふ。

二、不勞利得は種々の形に於てあらはれるが、其重なるものは、相續贈與、財産の自然増價、投機利得、景氣利得、戦時利得等である。

(1) 相續贈與は所有權相續權の制度を認むる自然の結果として生ずるものである、相續者受贈

8) Robert Meyer, a. a. O. S. 353

4) J. S. Mill. Principles of Political Economy BKV. chap II. § 5.

者より見れば何等努力する所なく、只偶々其子であり、其親戚であり、知人であると云ふ事實に依つて偶然に財産を獲得するのである。

(2) 財産の自然増價は其財産所有者の努力に依らないで、自然に財産の社會的價値の増加するものである。多くは前述の國家的原因、社會的原因、經濟的原因より自然に來る結果である。財産の自然増價で最も顯著なるものは、土地の自然増價である、土地は人口の増加に伴ふて自然に地代を生じ、從て其價値を増すものであるが、更に前に述べた原因に依つて一層の價値を増す。即ち例へば、停車場が設けられたり、港灣が築かれたりすると、其近接地の價値は急に増加するし都市が繁榮し膨脹すると、市街地并に場末の土地の價が高まるし、好景氣の餘波で土地熱が起ると、土地の價は又非常に高まつて來るのである。こは土地の例に過ぎぬが、他の財産に就ても亦同様に云ふことが出来る。

(3) 財産の増價は價値の社會的増價であるが、又價値の社會的増價に關連して、投機 (Speculation) なるものが出て來る、投機は社會的出來事に依り將來の價値の増加せんことを見込みて財を買ひ、社會的出來事に依り將來價値の減せんことを見込みて財を賣ることをいふのである。其投機に依つて利得を得るのは自己の判斷が良し爲めであることもあらうが、主として偶然に生ずる社會的出來事の結果である場合が多い。

資本主義の現代に於て所謂市場生産を行ふに際しては、商工業は概ね投機の性質を帯び來るものであるが、それには智識を盡し將來を洞見せんとするのであるから、其人の努力も其中に加つてゐると云ふことが出来る。去り乍ら之を反對に、何等勞する所なく、全く社會的出來事に依りて財産を所得する様な場合も極めて多いのである、其最も著しきものは、富籤である。富籤は全く偶然たる事實の發生に依りて財産權の得喪を決するものである。不勞利得の純の純なるものといふべきである。そこで人或は之を賭事とし、他の投機と區別するものがある。

(4) 景氣利得 (Konjunkturengewinn) とは、景氣に依つて得る利得である、景氣とは分業并に私有權制度を基礎とする國民經濟に於て經濟主體の意思や行爲に因らないで、財の生産需要從て價格を定むる技術的經濟的社會的法的條件の全體を云ふ⁶⁾。勿論個人は景氣に依つて財産を増加することもあらうし、又財産を損することもあらうが、茲に景氣利得といふは景氣に依て財産を増加する場合を指すのである。

景氣利得は景氣の好い爲めに之を得るのであつて、自己の努力の結果でない、其巨利を博するは自分の占めたる地の利や時の利の賜である、從て景氣利得は環境の生み出したものと見ても差支ない、不勞利得たる所以である。

景氣利得は一般景氣好き時期に於て之を得るのである、景氣好き時期に於ては、物價は次第に

騰貴するのが普通である。そこで財の生産者も財の販賣者も、皆異常の利益を收むることが出来る。一般の景氣未だ好況となつてゐなくとも、或る事業が特殊優勝の地位に立ち、其生産物が異常の需要を起し其價の騰貴を見るが如き場合に於ては、其事業に關係する者は景氣利得を得るのである。

(5) 戦時利得 (Kriegsgewinn, war profits, bénéfices exceptionnels pendant la guerre) とは戦争に因り、又は戦争に關聯し私人の得べき利得である。戦争に因つて得べき利得とは私人の利得が戦争と因果關係を有するものを云ふ、所で戦争が直接の原因でなくとも、而も尙ほ戦争の影響に因り私人の利得を受くる者が少くない、故に戦争に關聯して得べき私人の利得をも戦時利得といふのである。

戦時利得は其中に其個人の先見の明や臨機應變の處置や資本并に勤勞に對する報酬等を含めてゐるけれども、其主なるものは、國家的原因社會的原因經濟的原因の結んだ果實と見るべきである、従て戦時利得の核心は戦時に於ける景氣利得に外ならぬと云つて差支ない。⁷⁾

一體戦争なるものは、國家的社會的事變である、其事變に因つて軍需品并に其原料品や又は從來専ら敵國の生産して居つた様な物品は其價を騰貴する、死ては之に關聯する生産者や販賣者が非常に儲ける。又商船の撃沈、御用船の徴發に因つて船舶の供給が減少するといふ社會的條件國

7) 拙著、社會問題と財政第三編 309 頁以下

家的條件の爲めに運賃や傭船料は騰貴する、従つて運送業者殊に海運業者は非常に儲ける、是等の非常の儲は一種の景氣利得である。一面に於て此景氣利得が段々其範圍を擴むるのみならず其程度をも高むるに至ると同時に他面に於て戦費の支出が愈々多くなつて行くと、通貨は自然に膨脹し終には戦争に直接關係の無い物品の價格迄をも騰貴せしめ、所謂一般の物價騰貴といふ現象を呈するに至らう。斯うなれば、あらゆる事業家は財を生産すればする程、又財を買て置けば置く程、愈々益々多くの利益を收むることが出来る様になり、茲に一般的好景氣の世を現出し、商工業者といはず、農業者といはず、一般に景氣利得を得るに至るのである。

第三 不勞利得重課の理由

不勞利得は普通の所得と異つてゐるけれども之を税しないで置くことが出来ぬ、否普通の所得よりも重く之を税せねばならぬ。其理由は應分擔税の原則と社會政策とに求めることが出来る。余はこれより此兩方面の理由を明にして見たいと思ふ。

一 應分擔税の原則に基く理由

不勞利得は其之を獲る經濟主體より見れば、それだけ給付能力を形くることとなる、此給付能力は之を租税に關聯して考ふるときは擔税力となるのである。

不勞利得は此の如く擔稅力を有するものであるが、其擔稅力は普通の所得の有する擔稅力よりも大である。學者或は之を特別能力 (Special ability) といふ⁸⁾、そこで不勞利得に對しては普通所得よりも重く稅せねばならぬことになる。今其理由を明にするに際し、余は之を租稅と消費との關係、租稅と生産との關係、租稅心理の三方面より觀やうと思ふ。

(1) 租稅と消費との關係に就て考ふるに、不勞利得は普通の所得と同じ様に等しく個人の慾望を充たす手段となるものである、之に租稅を課すれば、それ丈に慾望を充たさないで我慥せねばならぬこととなる、それは所謂租稅の爲めに感ずる犠牲である、此租稅の爲めに感ずる犠牲より見れば、不勞利得は毫も普通の所異得と異なる所ない様である、現に學者の中には爾が主張する者がある⁹⁾。處が余 見る所はさうでない。

一體不勞利得は隨時收入を形くるものであつて、年々歳々に規律正しく個人の懐に這入つて來るものでない。故に各人は平素之を當にしてゐない、從て不勞利得の全部を失ふても其經濟主體の生活を脅かすことにならぬ。之に反して普通の所得は經濟主體が生活を維持して行かうとするには、之を缺くことが出來ぬ、謂はゞ當てにしてゐる收入である、故に全部を手離しすることは絶對に出來ない。そこで不勞利得は普通の所得よりも擔稅力が大であるといふことが出来る。

更に進んで考ふるに、普通の所得は年々歳々規則正しく之を得るものであつて、不勞利得が有

8) J. Stamp, the fundamental Principles of Taxation, chap. III, p. 59-67

9) Robert Meyer, a. a. O. S. 340

らうが無からうが問ふ所でない、不勞利得は之に反し多く普通所得がある上に加はつて來るものである。そこで各人は普通所得に依つて最も強き慾望を充たし、更に不勞利得を得たるの故を以て、尙比較的弱き慾望をも充たすことにならう。所で今普通所得と不勞利得とに同様の租税を課するとすれば、不勞利得は比較的弱き慾望を制限するに止まり、其犠牲が小であるが、普通所得は強き慾望を制限することとなり、其犠牲は大となる。そこで普通所得と不勞利得との間に犠牲を均等にせんとせば、不勞利得に重く、普通所得に軽く税せねばならぬ。¹⁰⁾

(2) 租税と生産との關係に就て考ふるに、普通の所得は一方に於て慾望を充たす手段となるのみならず、他方に於て經濟主體が生産したる結果と見るべきである、是が故に租税を支拂ふ爲めに所得が減るとせば、其經濟主體の生産的行爲の報償が少くなることとなり、其生産力の一部は間接に國家の爲めに役立つてゐるといふべきである。こは租税が生産に及ぼす影響に外ならぬ處で此の如き影響は不勞利得に於て起らぬ、蓋し不勞利得は經濟主體の生産的行爲の報償ではないからそれが租税の爲めに減じたればとて生産力の一部を殺くものと見ることが出來ぬからである。¹¹⁾

此の如く普通の所得に税すれば生産力の一部を減することになるが、不勞利得に税するも生産力の減殺とならぬ。されば不勞利得の擔稅力は普通の所得の擔稅力よりも大であると謂ふことが

10) Wagner, Finanzwissenschaft II. S. 445 u. S. 575

11) Robert Meyer, a. a. O. S. 340

出来る。是れ不勞利得に重く税せねばならぬ所以である。

(3) 租税心理の上より見るに、不勞利得は努力せないで之を獲るものであるから、之を失ふも愛惜の念が強くない、勿論普通の所得に於ても愛惜する度合は所得の種類に依つて同じくない、即ち勤勞所得は之を愛惜すること頗る大であるが、財産所得は之を愛惜すること比較的小である。所で茲に謂ふ不勞所得に至つては、之を愛惜すること財産所得を愛惜するよりも更に遙に小である、蓋し之を得るに努力せなければせない程之に對する執着心は薄らぎ行くものであるからである。是が故に不勞利得に重く税しても苦歟謀求の感が起らないで、容易に之に堪えることが出来る、従て不勞利得は普通所得よりも大なる擔税力を持つてゐることが出来る。

租税心理といへば、實際の擔税力に没交渉に見えないでもないが、實はさうでない。租税心理を無視して課税するとせば、最も手離すことを惜しむ者にありて、租税の負擔の重きを感じ、而もそれが自己階級に對して重きに失してゐることを自覺するに至れば、無差別の租税は却て不公平なる税となり、民衆不平の目標となつて來るであらう。故に此租税心理は租税正義の上より十分に考慮せねばならぬ、決して之を輕視することが出来ぬ。

二 社會政策上の理由

社會政策の上より見るも、不勞利得には重く税せねばならぬ¹²⁾。それを明にするには不勞利得の

12) Wagner, F.=W. II. S. 574 ff.

因果關係を尋ね、それが富の分配の上に如何なる影響を及ぼすかを考へて見ねばならぬ。

(1) 不勞利得の結果に就て之を見るに、不勞利得を獲る人の富を激増せしめて富の分配の不平を來たすこととなる。現代の資本主義の世の中に於ては、さなきだに富の分配が不平等となつてゐる、然るに不勞利得は富の分配を更に不平等とするのである、一體富の分配の不平等は國家社會の健全なる發達を期する所以でない、そこで其富の分配の不平等を幾分なりとも矯正するの目的を以て社會政策的租税を課するの必要が起る。而して不勞利得が富の分配の不平等を愈々激しくするといふ結果を生ずる以上は、愈々之を重く税せねばならぬ、¹³⁾是れ社會政策の上より見て不勞利得を重く税せねばならぬ所以の一である。

(2) 不勞利得は此の如く富の分配の不平等を來たすものであるが、其原因を考ふるに、利得者の自己に存してゐない、換言せば不勞利得に依つて大に富むは、自己の努力の結果でない。思ふに自ら努力して獲得したる物に對して自由に之を使用し處分することを許すは正義の要求であつて而も國民經濟を發達せしむる所以である、是れ所有權が認めらるゝに至つた倫理的經濟的理由である。所で所有權が一度法制上に認められると、自ら努力せないうで獲たる物をも私人に歸屬せしむることとなる、そこに不勞利得なるものが出來る。故に不勞利得は正義にも適はないし、所有權を認めたる趣旨にも適はない。此の如く富者が何等勞する所なくして益々富を積むは、社會

13) J. Stamp, op. cit. p. 179-180 & p. 197

政策の上より見て看過することが出来ない。是れ不勞利得を重く税せねばならぬ所以の一二である。¹⁴⁾

(3) 不勞利得の原因は其之を獲る人の自己に存せない、然らば何處に存するかといふに、多くの場合に於ては國家の施設や其他國家の行爲に存してゐる、殊に土地の自然増價、戰時利得に於てさうである。此の如き場合に於て國家は不勞利得の原因を拵へたのであるから、其結果を自己の手に收むることも敢て不當といふことが出来ぬ、否爾かするのが、原因と結果とを相應せしめて、初めて正義に適ふのである。而して國家が不勞利得を自己の手に收めんとせば、租税に依つて徵收するの外ない、何となれば不勞利得は私所有權の認められた現代に於て私人に歸屬して直接に國家の手に入つて來ないからである。

此理論は不勞利得が一般社會的出來事并に經濟的出來事に因つて生じたる場合にも當て餘まら、そは此の如き場合に於ても其一般社會的出來事并に經濟的出來事に就て正當なる代表者を求むれば國家以外に之れ無いからである。

此の如く論じ來れば、不勞利得に税するは、國家の給付に對して反對給付を求むる様にも聞こゆるが、それはさうでない。蓋し此場合に於て國家は私人に保護を與へたるの報償として租税を徵せんとするのではないからである。此場合に於て不勞利得に税するは、矢張り社會政策の要求

14) 摺蓄、社會問題と財政、第三編 398 頁以下
J. S. Mill, op. cit

に外ならぬ、國家が不勞利得の原因を作つて置き乍ら、之を個人の偶然に利得する儘に放任するときは、富の分配の不平等を激しくすることになる、從て國家の行爲は反社會政策的となつて來るのである。故に國家の行爲をして社會政策的に徹底せしめやうとすれば、一方に於て不勞利得の原因を作つた以上、他方に於て不勞利得の結果に税せねばならぬ。是れ社會政策上より見て不勞利得を重く税せねばならぬ所以の三である。

之を要するに社會政策上より觀るときは、不勞利得は之を重く税せねばならぬ。

第四 不勞利得税の體系

前段述べたる所に依り、不勞利得は之を税せねばならぬ、而も普通所得よりも重く之を税せねばならぬことを知つた。所で所得課税の趣旨より出でたる收得税消費税流通税の租税體系の中には不勞利得の税が含まれてゐない、然るに不勞利得に税せねばならぬとせば、所得課税の趣旨より出でたる租税體系に不勞所得課税の趣旨より出でたる一系統を結び付けねばならぬ。然らば不勞利得税の系統は如何に之を組む立つべきか。

一、不勞利得といへば、財産の増價となつてあらはれるのがあり、隨時收入となつて入り來るものがある。故に不勞利得税はその財産の増價といふ事實や、隨時收入となつて入り來るものを捉へ

て之を税せねばならぬ。従て不勞利得税は消費税の範圍内に存せないといふことが出来る。

處で其不勞利得の具體的例を求むれば、相續贈與、財産の自然増價、投機利得、景氣利得、戰時利得に歸するのである、従て不勞利得税は相續税贈與税、財産増價税、投機利得税、景氣利得税、戰時利得税より成り立つこととなるのである、而して是等の租税の中には多少性質を異にするものがあるから之を二に分け、其一を相續税、贈與税、財産増價税、投機利得税とし、其二を景氣利得税、戰時利得税とする。

(1) 相續税、贈與税、財産増價税、投機利得税に就ては、學者多く之を流通税系統に屬するものとするのである。そは固より一應の理由がある、蓋し是等の不勞利得税に於て其不勞利得を捕ふるは、財産權の移轉するときに於てするからである。相續税に於て相續財産が被相續人に移轉する時に之に税し、贈與税に於て財産が被贈與者に移轉するときに之を税するは、租税技術上よりしてさうせねばならないのである、財産増價税に至つては左様に簡單でないが、何れにしても財産の自然に増價した部分のみを捕ふることゝせねばならぬ。而して財産の増價したる部分を他より引き離さうとすれば、一定の期間を劃し、其始と終とに於て財産價格を評定し其兩者の差を見るべきである。處が一定の財産に就ては、賣つたる時の値段から買つたる時の値段を差引けば、簡單に其財産の増價を知ることが出来る、土地増價税の如きは、此方法に依る立法例が多い。さう

すれば是れ亦買賣取引に際し所有權の移轉する時を捕へて税することゝなる。投機利得税は、當籤當籤税と取引所取引税とに分けることが出来るが、皆共に所有權の移轉する時を捕へて税することになる。是れ學者が此等の諸税を以て流通税となす所以である。¹⁵⁾

余の見る所を以てすれば、取引所取引税の外は之を流通税と見るべきでない。普通の流通税にありては、財産權の移轉は其當事者が之に依つて所得を得るか、然らざれば之に依つて所得を消費するかを反證し、そこに所得の存在することを推定せしむるに足るとして之に税するのである。故に流通税は各人が交換經濟に参加し、反對給付の原則に依つて行動する場合を見たものである。然るに不勞利得は既に之を獲得したことが確實である許りで無く、而も其擔稅力が非常に大で、普通所得の擔稅力よりも遙に優つてゐるので、之を重く税せねばならぬのである、從て是等の不勞利得に對する税は普通の流通税と同様に觀ることが出来る。寧ろ一種の財産税と觀ねばならぬ。¹⁶⁾之を文明國に於ける租稅史に徴するも、相續稅、贈與稅、土地增價稅、富籤利得稅は素と手數料として生れ出で、後に流通税に進化したものであつたが、最近に至つて一種の財産税に發達して來たのである。尤も國に依れば尙相續稅贈與稅等を登録税中に收めてゐるものもあつて、形式の上より見れば流通税である云へやうが、多くは是等の税に累進稅率を適用し他の流通税よりも重く税せんとしてゐるから、實質に於ては流通税としてゐないものと謂はねばならぬ。

- 15) Bastable, Public Finance p. 549-563. Leroy-Beaulieu, Traité de la science des finances 8 ed II chap XI-XII. Gaston Jéze, Cours élémentaire de la science des finances p. 825. Cohn, System d. F=W § 341. Stein, Lehrb. d. F=W. 2 Aufl. S. 475. u. 5 Aufl. Bd II. 2. S. 218 ff. Lotz, F=W. §§ 56-57. Graziani, Istituzioni di scienza delle finanze p. 539-556 Nitti, Scienza delle finanze p. 667
- 16) Wagner, F=W. II. § 235 Heckel, Lehrb. d. F=W. I. S. 406 u. S. 449. Vogel, Stellung u. Angabe d. Verkehrsteuern (Zeitschrift f. d. gesamte Staatswissenschaft Jahrg. 68 S. 494 ff.

更に土地増價税より財産増價税に進んだ跡を考へて見るに、土地増價税は土地といふ特殊財産の増價に税するものであるが、財産増價税は一般財産の増價に税するものである、其税の性質に於て異つてゐるといふことが出來ぬ。所で土地増價税は土地の賣買の際に之を捕へて税することが出来る。之に反して財産増價税は其財産賣買の時を捕へて税することが出來ぬ、何となれば各人が總べての財産を處分するといふことは稀なる例に屬するからである。若し賣買の時を捕へると否とに依つて區別すれば、土地増價税は流通税であつて、財産増價税は流通税でないと言はねばなるまい。偶々其見解の誤れるを知るべきである。

以上論ずるが如く相續税、贈與税、財産増價税、土地増價税、富籤當籤税は一種の財産税を形成するものと見ることが出来るが、然らば所得課税の趣旨より出でたる財産税と如何なる關係を有する乎。

所得課税の趣旨より出で來るべき財産税は所謂名義的財産税であつて、年々歳々それより所得を生じつゝあることを推定して税するものである、故に財産を有する限り其所有者は年々歳々財産税を納めねばならぬ。然るに相續税、贈與税、富籤當籤税は財産を得たるときに於て其財産の中より之を納めしむるのである、財産増價税并に土地増價税も一定の時若くは所有權移轉のときに價格を増したる財産の中より之を納めしむるものである。是が故に名義的財産税にありては税

源は所得であるのに反し、茲に擧げたる不勞利得税にありては、税源は財産である。又名義的財産税にありては、財産の靜態に税するのであるが、茲に擧げたる不勞利得税は財産權の移轉若くは財産價格の移動に税するのである、或は之を財産の動態に税するものといふことが出来る、そこで余は茲に擧げたる不勞利得税を動的財産税と名けたい、此動的財産税は所得課税の精神より出でたる靜的財産税と相對立するものである。此くして動的財産税は所得課税の精神より出でたる租税體系を補ふものとなるのである。

動的財産税に對して流通税と看做さるべきものが一つある、それは取引所取引税である、取引所の取引殊に定期取引は投機を目的としてゐると謂へる、其取引に依つて儲けるのは投機利得となるが、其投機利得は社會的出來事に依つて大に差異を生じて來ること論ずる迄も無い、併し其投機を試むる人の判斷も、投機利得の有無大小を定むる上に與つて大に力があると謂はねばならぬ、是が故に取引所取引は總て不勞利得を獲るものとして之を税してはならぬ、然らば不勞利得の部分と努力して得たる部分とを分て税すれば可いのであるが、實はその分解作用を行ふことが出来ぬ、そこで取引所取引税は投機利得税ではあるが、之を富籤當籤税等と分て流通税として殘して置かねばならぬ。併し乍ら取引所取引税が不勞利得税の一面を具へてゐる以上は他の取引税とは引き離し、之を重く税せねばならぬ、此くして流通税の體系に於ても、所得課税の精神より出で

たる税に對立して不勞利得課税の精神より出でたる税が出来て、彼是相補ふこととなるのである。

(2) 景氣利得税戰時利得税は、景氣利得、戰時利得に税するものであるが、其景氣利得、戰時利得は分解作用を施して之を定むべきである。即ち景氣利得は好景氣の際に於ける所得より普通の時に得べき正常所得を差引いて之を知るべきであり、戰時利得は戰時の異常所得より平時に得べき所得を差引いて之を知るべきである。そこで景氣利得税も戰時利得税も一般所得税を課するに際し、其正常所得を超過する額に税するを普通とする。正常所得は景氣の動搖せざる平年の所得を標準とするのが常であるが、其標準の年を定むることが容易でない。そこで資本に對する一定歩合の利益を以て正常所得とし、それを超過する所得を以て景氣所得若は戰時利得と假定する方法を採る必要が起つて來る。是等は所得超過所得税を形くるものである。何れにせよ景氣利得税、戰時利得税は一般所得税に相對立する税となるのである、是れ亦不勞利得税が所得課税の精神より出でたる租税體系を補ふものとなるのである。

二、我國に於ては不勞利得税としては相續税と取引所取引税と超過所得税があるのみである。相續税は獨立の税として存し、相當に重い累進税を課してゐるから流通税とせなないで、一種の財産税としてゐることは疑の餘地が無い。取引所取引税は流通税としてあるが、他の取引に對する税よりも異つて税してゐる、戰時利得税は戰時中に暫らく存してゐたが戰爭の終熄と共に廢せられた、

併し其精神は法人所得税中の超過所得税に移されて尙存してゐる、超過所得税は正常所得に超過するものに税するの趣旨であるから不勞利得税の本質を帶ぶるものと謂はねばならぬ。

我國にては財産増價税は無い、土地増價税も亦無い、但し土地増價税は關東洲に其例を存してゐる、偶々我國の租税立法が此方面に於て非常に遅れてゐることを知るべきである。

第五 結 論

不勞利得は普通所得より大なる擔税力を有するから之を重く税せねばならぬ、不勞利得其税としては自ら動的財産税、超過所得税、投機的取引税の三種が成り立つのである、而して是等の三種の税は相結んで不勞利得税の一體系を爲し、所得課税の趣旨より出たる租税體系に相對立し而も之を補ふものとなるのである、即ち超過所得税は一般所得税を補ふものであり、動的財産税は靜的財産税を補ふものであり、投機的取引税は普通の流通税を補ふものである。此くして不勞利得税は現代文明國の租税體系を補ふて完成するの作用を爲すものと謂はねばならぬ。之を我國の現狀に見るに、不勞利得税は尙完備してゐない、税制の整理をなさんせば、此不勞利得税の體系を完成することに努めねばならぬ。